

令和4年12月9日

渋川市議会議長 望 月 昭 治 様

請願の提出に対する市当局の不適切な
関与に関する調査特別委員会
委員長 山 内 崇 仁

特別委員会調査報告書

本調査特別委員会に付託の事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 調査の趣旨

「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の提出に対し、市当局の不適切な関与が疑われるため100条調査権を用いて調査を行い真相の解明を行う。

2 調査特別委員会の設置

- (1) 設置の決議 令和4年9月28日
- (2) 委員会の定数 6人
- (3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	山 内 崇 仁
副委員長	田 中 猛 夫
委 員	板 倉 正 和 山 崎 雄 平 角 田 喜 和 石 倉 一 夫

3 調査の概要

(1) 調査事項

令和3年9月14日に受理された「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の提出に対する市当局の不適切な関与について

(2) 発端となった令和4年9月定例会本会議の会議録（抜粋）

ア 9月16日 一般質問

議長（望月昭治議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告により、市政運営について。1 農業振興対策。2 訴訟対応。3 個人情報
の保護と情報公開。

議長（望月昭治議員） 5番、田中猛夫議員。

5番（田中猛夫議員） 通告により一般質問を行います。市政運営についてお聞き
をします。

《途中省略》

2項目め、訴訟対応についてお聞きをします。歴史的価値のある硯石の原状
回復を求める請願書についてお聞きをします。この請願書は令和3年9月14日
に提出され、同年9月定例議会で採択され、市長に送付されました。市長は、
硯石の原状回復について、昨年12月定例会一般質問の答弁で、「9月市議会に
おいて地元住民から出された請願書において原状回復を求める内容であり、市
議会としてこの請願が多数をもって採択されております。そして、議長から請
願への対応を求められているところであります。このことは、誠実に実行する
ことが市に課せられた責務であります。議員をはじめとする政治家は、自ら規
範意識をしっかりと持ち、法律を守る、市民の負託に責任を持つことが強く求
められています。改めて請願の趣旨に沿って強く原状回復を求めるものであり、
法的な措置も含めて必要な措置を講じてまいります」。また、「多くの市民か
ら多くの意見が寄せられております」と答弁をしています。

しかしながら、私は北橘町の多くの住民の方から硯石の原状回復についてご
意見を伺いましたが、硯石を埋め戻せ等のご意見はお聞きしておりません。こ
のような状況で請願書が提出されました。請願書の採択に当たり、私は不可解
な点を多く感じていました。市長にお聞きをしますが、市長はこの請願書の作
成から提出までの経緯をご存じなのかをお聞きします。

《途中省略》

議長（望月昭治議員） 高木市長。

市長（高木勉） 歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書が令和3年9月
市議会定例会において委員会審査を経て採択されたことにつきましては、市と
してこれを重く受け止めております。市民の要望はないというご意見がありま
したけれども、私のところには多くの市民からの強い要請が来ております。採
択された請願は、法律に基づいて誠意を持って対応してまいります。憲法は、
何人も平穩に請願する権利を有し、何人も係る請願をしたためにいかなる差別
待遇も受けないと、国民の請願権を保障しております。請願は憲法、法律に規
定された国民の権利でありますから、形式、手続が整っていれば必ず受理しな
ければならないとされております。出された請願の内容に圧力をかけるような

ことがあつてはなりません。

今回の請願書は、法律の定めるところにより、請願者から紹介議員を通じて
渋川市議会議長宛てに提出されたものであると承知をしております。

《途中省略》

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書について
お聞きをいたします。市長は先ほど正当な手続により提出されたものと考えて
いるというご答弁でございましたが、私のところに過日、「渋川市役所市長室
にて令和3年9月13日」という小冊が届けられました。記載されたようなこと
が平日の市長室で語られるとは信じ難いのですけれども、この小冊の真偽につ
いて確認をするため質問をさせていただきます。この小冊によりますと、市長
は請願書の作成、提出についてこのように発言をしています。「硯石の原状回
復を市長名で当該行為者に通知を出した。議会で立ち上げた調査委員会はおと
がめなしみたいな調査報告書になっているが、こっちでやった弁護士なんかを
入れた調査委員会は行為者の負担で原状回復させろという報告書になっている
んですよ。だから、市長の諮問機関でつくった調査委員会に基づいて原状回復
をなさいという文書を出している。今回は、市長が原状回復をしろというの
と併せて、市民の誰でもいいんですけど、有志が議会に対して市長に原状回復
を求める請願書を出すと、請願は議会の中で審議、審査して白黒つけなければ
ならない。採択すると、議長名で市長に対して原状回復を求めなさいという動
きになる。この場合に紹介議員が1人以上必要なんですけど、まあ議員は1人
や2人幾らでもいると思うんですけどね。また、請願書の提出者は、高木勉選
対の事務局長だった人が請願人だと何か政治的にやっているだけにとられるか
ら、そうじゃない人がいいのかな」と発言をしているのです。市長は、このよ
うな発言をした記憶はございますか、お聞きをします。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 請願については、先ほどお答えしましたように国民の請願権であ
りまして、請願人の思いによって所定の手続を経て出されるというものでござ
います。出された請願に対して議会でしっかりと審議をして採択、不採択を決
定するものだと思っております。それ以外のことについて私から答弁する立場
にはございません。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 私から答弁する立場にはでなくて、あなたがそう言ったと
書いてあるのだから、発言していなかったら発言していませんよとおっしゃっ
たらどうですか。再度お聞きします。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 請願は、請願人の意思によって平穩に出されなければならないと

いうことであります。請願者の意思に沿って出されたものでありますから、私から申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） だから、請願書が請願者の意思によって平穩に提出されたものではないということがこの小冊に書いてあるのですよ。だから私は聞いているのです。続けて聞きますけれども、さらに確認をさせていただきます。この小冊によると、市長は請願書を提出する目的について「議会を巻き込んだほうがいいんじゃないかと思うんですよ。請願が議会に出て、賛否が諮られるんですけど、過半数がそろうかどうか問題があるんですけど、それも一つの踏み絵だと思うんです。当該行為者に対する。一部の議員がどっちにつくかは分かりません。多分過半数はいけるんじゃないかという議員がいるんですけどね。今後は、議会から市長に対し原状回復を求めるという意見が出れば、弁護士を入れた調査委員会も原状回復を求めると言っている。警察でもどこでも動きやすくなる。この請願書のタイムリミットは明日の午前中なんですよ。内容はそんなに難しいものではなくていいんですけど、そういうことが明日の午前中までにできるかどうかなんです。議会の議決で市長に求めたことについて従わなかったことをもって議長の不信任を出せると。そこで議長を切れる。議長を責められる。権利が絡むこともあったりするから、当該行為者を何らかの形で一つでも悪いことを表面に出していけば、他の農振法も産廃もいろんなものが、土壌条例もいろんなもので攻めていけると思うんです。議会の多数派を、やや多数になってきたから、市長が共闘して当該行為者たたきをしているという形に持っていけると思っているんです。請願が否決されればもう一度私は出そうと思って、議会が議会の議決で動かざるを得ないんだったら、今度はいつまでに動かしなさい、動かさなければ代執行しますよ、金銭請求しますよと言ってやって攻めればいいと思っているんです。これが俎上に上がってくれば、署名運動でも何でもして圧力がかけられると思うんですけど」と発言をしているという記載があるのです。市長は、このような発言をした記憶はございますか、お聞きします。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 請願については、国民の請願権でありますから、その請願人の意思によって提出されて、議会で審議をされて採択、不採択されるものでありますから、それ以外のことについて私はこの請願について申し上げることはありません。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 私は、請願についての意見をもともとと言っているのではないですよ。この小冊について市長は言ったことが記憶にあるかないかを聞いているのですよ。なければならないとお答えになったらいいではないですか。あるの

ですか、ないのですか。議長、そのものについてちゃんと答えるように言ってください。市長、再度聞きます。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） これは繰り返しになりますけれども、請願は請願人の意思によって出されるものですから、それ以外のことについて私から申し上げることはありません。

議長（望月昭治議員） 市長、ちゃんと答えてください。田中議員の質問に対してきちんと言ったか言わないかを、結果をこの前でお話し願います。市長。

市長（高木勉） 請願については、繰り返しになりますが、請願者の意思によって平穩に出されるものですから、そのこと以外について私から申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 市長に何回も請願のことについてお話しただかなくても、私はそんなこと知っていますよ、そんなもの。そんなことは。職員していたわけですから。そんなことを聞いているのではないです。何回も聞きますけれども、記憶にあるのか、ないのか。どうなのですか。請願のことについて聞いているのではないのですよ。はっきりとお答え願いますよ。これ大変なことですよ。請願人のやつを平穩に提出されたわけではないと言っているのですよ。市長が誘導をして請願書を作らせて出したと書いてあるのですよ。その部分について発言した記憶があるかないかお聞きをしているのです。もう一度お聞かせください。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） ご質問の趣旨は請願が出されたことについての質問でありますけれども、請願については、繰り返しになりますが、適正に出されたものでありますので、議長が受理をしなければならないわけであります。議会において審査をして結論を出すということでもありますので、それ以外のことについて私から申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 何度お聞きしてもお答えにならない。これお答えにならない理由があるのですよね。だからお答えできないのでしょうか。お答えできない理由が。何らかの理由があるから、私の質問に対して正確な答弁ができない、そういうことですよね。そうではなければ答えられるではないですか。そんなこと私言っていないですよ、記憶にありませんよと。答えればそれで済むのですもの。それが答えられない、うやむやにする。私何回も何回も市長にそういう答弁をされました。今回はそうはいきませんよ。

では、この請願書は歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願でした。しかしながら、この請願の目的は、請願を議会に提出することにより議員に踏

み絵を踏ませ多数派工作を図ること、また、議会を巻き込んで当該行為者に圧力をかけ失脚させること。つまり請願書の目的は、この小冊によると硯石の原状回復に係ることではなかったことになるのですよ。再度お聞きをしますけれども、小冊の中で市長は議会の議決で、市長に求めた件について本人が従わなかったことをもって議長の不信任案を出せる、議長を切れると発言をしていますが、市長はこのような発言をした記憶があるのか、また、このような発言はしていないのか、再度お聞きします。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 繰り返しになりますけれども、請願は適正に出されたものでありますから、それ以外のことについて私から申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 市長、ただいま田中議員が言っていることに対してしっかりと答弁をお願いいたします。言ったか言わないかを田中議員は聞いているのです。あなたが言ったか言わないかをここでしっかりと答えてください。市長。

市長（高木勉） 繰り返しになりますけれども、請願人が適正に出されたものでありますから、それ以外のことについて私から申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（田中猛夫議員） 再度申し上げますけれども、一般の見ている方、このインターネット中継を見ている方は市長何で答えられないのかと不思議に思いますよ。だって、こんな疑いをかけられているのだから、やっていなければやっていないと言えればいいではないですか。発言していませんよと。何でそうに答えられないのか不思議に思わない人はいないでしょう、この中に。何で市長答えられないのと。では、時間ありませんので次にまた、聞きますけれども、この「渋川市役所市長室にて令和3年9月13日」という小冊の中に部長の発言があります。部長が同席した記憶はありますか。市長にお聞きします。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） これも繰り返しになりますけれども、この請願は請願人の意思によって出されたものでありますから、その背景、経過等について申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 答弁がなっていないだろう。しっかりと田中議員の質問に答えてくださいよ。

5番。

5番（田中猛夫議員） 私は、請願のことについて聞いていませんよ。この小冊の中に部長の発言があるのだけれども、9月13日、市長室で市長は選挙の応援をした方と、部長と市長は市長室に同席した記憶があるかないかを聞いているのですよ。なければならないということをお答えください。請願書について聞いていませんよ。同席した記憶があるかないか、それについて聞いているのです。お答えください。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 請願人が平穩にこの請願を出すわけでありますから、それ以外の
ことについて私からお答えすることはございません。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） それ一辺倒で、時間が終わればこの一般質問は終わるとお
考えなのかもしれませんけれども。この部長の記載された発言について申し上げ
ます。同席している部長は、請願書の提出の目的について、「仮に請願を可
決すると、可決した内容を市長は求めます。11月何日までに元に戻しなさいと。
そして、戻さない場合には、議会は本人がやらないことを問題にしなければなら
ない。議会が決めたことを議会の長である人が自ら破っていると。そう持つ
ていきやすくなるんじゃないですか」と、また、「議員に汚い手を使って委員
会で否決して、また、本会議で、また、臨時会で一回否決して臨時会とかを、
遊びみたいなことを議会で、不信任の提出について出すきっかけにはなる」と、
「請願で議会を巻き込んで市長が言った踏み絵みたいにしたいんです。この作
戦の話が来たのが金曜日なので」と発言をしています。この発言についても市
長は記憶にございませんか。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） あくまでも請願は請願人の意思によって出されるものであります
から、それ以外のことについて申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 市長、田中議員の今質問かけているものに対してしっかり
答えなさいよ。答えていないでしょう。田中議員が言っていることに答えてく
ださい。前へ出てきて答えなさい。市長。

市長（高木勉） 請願については請願人の意思によって出されるものでありますか
ら、それ以外のことについて私から申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） だから、その意思をあなたが誘導したということが書いて
あるのですよ。それが請願人の意思なのですかね。私は意思ではないと思いま
すよ。あなたが意図的に文章を作って、請願書も出させた。その目的は、本質
的に原状回復を求めるものではなくて、議会の多数派工作をするために踏み絵
をさせた、そのための請願書だったのだなということは読めば分かりますよ。
それで聞きますけれども、この部長は議会が議案を否決することについて「遊
びでやっている」と発言しているのです。議会の議決を何だと心得ているので
しょうかね。議会、議員を侮辱すること甚だしいと言わざるを得ません。この
ような姿勢で市政運営を行っているから、議会は議案の修正を何度も行うので
すよ。請願書の作成について、小冊の中で市長は「請願のひな形なんかないん
じゃない」、すると部長は1個だけ何かの請願を見れば分かるかなあ」と発言
をしています。また、「請願をやるんだったら、それは市役所側で多分部長さ

んが作ってくれてサインするだけで済むようになっているんでしょう」、この問いかけに市長は「作って、そっちに渡してね」と答えています。また、驚くべきことに、部長はこのような行為に対して「何でもできますよ、民主主義ですから」と発言をしているのです。市長、ご記憶にございますか。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 請願は請願人の意思によって請願人が出されるものでありますから、私から申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 弱りましたね。どうして答えられないのですか、市長。私は言っていないですよ、記憶にないですよと何で答えられないのか、私不思議でならないですよ。何でそこまで固執するのですか。私は、何らかの理由があるとは考えられません。これが正しいので、正しいことが書いてあるのではないですか。だから否定できないのでしょうか。否定をした場合、特別委員会で議事録取られますからね。1 回受けたではないですか、百条委員会。今も続いていますけれども。そのような状況が怖いので一切答えないのですよ。それで逃れられると市長は思っているのだと思います。さっき市長の答弁がありましたけれども、私も憲法第16条は、請願について「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」との国民の権利を保障しています。また、地方公共団体の議会に対する請願については、地方自治法の第124条及び第125条に規定がございます。

「渋川市役所市長室にて令和3年9月13日」という小冊が真に市長と部長の発言を記録したものであるならば、今回の歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書は、請願の本来の目的を知らない請願者を利用して提出され、硯石の原状回復ではなく国民の権利である請願を悪用し、議会の多数派工作及び当該行為者を追い詰め、政治的な失脚を目的に作成し議会に提出したものと判断せざるを得ません。市長は、議員をはじめとする政治家は自ら規範意識をしっかりと持ち、法律を守る、市民の負託に責任を持つことが強く求められると答弁をしています。このような行為は卑劣きわまりなく、市長としての資質を問われる行為であると言わざるを得ません。だから、市長、言っていないですよしっかりとお答えになればいいのですよ。市長は、請願書の作成、提出に関し関与を一切、答弁もしませんし認めていません。一般質問の終了後に、議員の皆様にはこの小冊をお配りしたいと考えています。「渋川市役所市長室にて令和3年9月13日」の小冊は、令和3年9月13日の市役所市長室の会話を録音したデータを基に作成をされています。私は、この録音されたものを確認しています。市長に再度お聞きをします。「渋川市役所市長室にて令和3年9月13日」に記載された市長と部長の発言について記憶があるのか、また、そのよう

な発言をしているのかを再度お聞きをします。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 請願は、ご指摘のように、国民に保障された権利であります。何人も請願人になれるということでもあります。そして、平穩に請願をすることを保障しなければならないとされております。請願は請願人の意思によって適正に出されて、そして議会において受理されて、審議をして採択、不採択の結論が出たものと理解をしております。

議長（望月昭治議員） 市長、田中議員の質問に対しての答えになっていないでしょう、あなたは。しっかりと答えなさいよ。田中議員が言っている内容に対しての答弁をよろしくお願いします。市長。

市長（高木勉） 憲法、地方自治法の法律に従って出された請願であると理解しております。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 市長、あと16分で終わるのですよ。その中で私は言っていないよとか、記憶にありませんとか、一回も答えられないのですか。不思議でならないですよ。何で答えられないのですか。請願、請願、そんなことを何度も聞かなくても、ここにいらっしゃる議員の皆さんは請願の趣旨について、提出について、そんなの重々知っていますよ。何回同じことを言っているのですか。市長、お答えくださいよ。再度聞きますよ。こういうことが9月13日に市長室で話し合われたことがあったのですか、なかったのですか、お答えください。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 請願は請願人の意思によって出されたものでありますから、私から申し上げることはございません。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 私、市長は説明責任なり、しっかりと規範に基づいて仕事をしているのであれば、そんなこと言わなくてもお答えになっていいと思いますよ。8月29日付で令和3年度渋川市内部統制評価報告書及び審査意見書が提出され、議会も私も見させていただきました。内部統制の項目の中に、長は地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で誠実性と倫理観が重要であることを自ら指示、行動及び態度を示しているかとの評価項目がございます。報告書は、内部統制の仕組みは有効に整備され、おおむね有効に運用されているとの評価ですけれども、「渋川市役所市長室にて令和3年9月13日」という小冊を読む限り、統制が必要なのは市長ご自身とそのラインではないかと感じざるを得ませんよ。私は、市議会の名誉にかけて、歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書の作成及び提出の経緯について、記録のある「渋川市役所市長室にて令和3年9月13日」と音声データの調査を行うべきだと私は考えま

す。

続きまして、幾ら質問しても市長お答えになりませんので、次に硯石の原状回復についてお聞きをします。本年5月20日に前橋地方裁判所に硯石の原状回復の債務が存在しないこと等による訴訟が提起をされました。硯石の原状回復について市長は、法的な措置を含めて必要な措置を講じてまいりますと答弁しています。訴訟が提起される中で、法的な措置をどのように講じて原状回復に必要な債権を確保し原状回復を行うのかお聞きをします。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 原状回復を求める通知を行為者、望月昭治に対して発行しておりますので、それに従って誠実に対応していただきたいと思います。今後のことについては検討してまいります。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（田中猛夫議員） この事案が起こってもう既にどのぐらいの年月がたちましたか。もうすごく長期の期間で、検討する期間があったでしょう。それで、やったことは請求を、市のやった調査報告書に基づいて原状回復をしなさい、1回通知しました。それで、催告ですよと言ったら、催告ですよと言って、今度はこの議会の請願の採択を受けて当該行為者に対して原状回復しなさいと言っただけではないですか。そこからが法的手段ですよ。どう確保するのですか。訴訟を提起されているのですよ。訴訟を提起されている中でどのように債権を確保するのだから、法的手続を聞いているのですよ。お答えください。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 硯石の発掘については、市が計画したことではありません。行為者、望月昭治において企画されて実行されたものであります。多くの市民が、これを原状回復してほしいという声が私のところには届いております。そして、議会でも請願が出されて採択をされております。一日も早く行為者、望月昭治においてこの原状回復を実行してもらいたい、そういう思いであります。

議長（望月昭治議員） 5番。

5番（田中猛夫議員） これは、だって所有権に基づく妨害排除請求権に基づいてやるのでしょうか。それをお答えになったではないですか。だから、それ主張すればいいではないですか。主張しないのですか。一回もしないで。私、前のときに、これは所有権に基づいてやりますよと総務部長答えていますよ。だから、所有権に基づく妨害排除請求権を行使するのでしょうか。そうでなくてはできないではないですか。向こうはやらないと言っているのだもの。どう主張するのですか、法的手続で。裁判の中で主張するのですか、しないのですか、お答えください。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 係争中の案件でもありますし、今後の対応については様々な手段、

方法があります。今後検討してまいります。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） この案件、1 回公判が開かれていますよね。裁判の中で、その所有権について説明しなさいと言われていました。私傍聴しましたけれども。その分については、当然に裁判の中、係争中ですからお答えしないということだと思います。だけれども、方針としてどのようにするのですか。反訴するなら議会の議決が必要ではないですか。どう今後進めるのですか。この裁判が終わってから当該行為者に対してどういう債務を確定するのか。債務確定しないでしょう、これ。この裁判では。だから、その債務をどう確定するのですかということをお願いしているのですよ、市長。どう確定するのですか。総務部長、分かる。どう確定するのですか、お答えください。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 係争中の案件については司法の場で主張してまいりますし、また、今後の法的措置については検討してまいります。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 法的措置を取るときには、もうこんな段階になったら議会の議決が必要なのですよ、もう。仮処分の請求だって、仮処分が成立しなければ本訴へ行くわけでしょうに。それまでに仮処分の請求もしない。ただ言っただけ。言いつ放し。何にもしないのでしょうか。市長、市民の負託に応える義務がある、議会の問いに答える義務があると言っているではないですか。そしたら何で仮処分申請しなかったのですか。その程度のことが分からないのですか、今の執行部は。法的措置を取るとおっしゃっているではないですか。法的措置というのは文書を 2 回出したから法的措置なのですか。違うでしょう。だって、私の質問にそう答えているのだもの、強く法的措置を含めて検討してまいりますと。去年ですよ。1 年たって何もしていないで、裁判を逆にされてしまって、向こうの主張が通ってしまいますよ、だって、民法などを見たら、だってそんな所有権に基づく妨害排除請求権なんて成立しないと私は思います。裁判でどういう形で出てくるか分からないけれども。だから、市長が、向こうは明らかに行為ではないと、それを認めているのだから。そのやってもいいですよということを。外形的に。市の職員も立ち会って。市が下草刈りして市長は職員が立ち会って、それで知りませんよです。そんなのが通るわけないではないですか。どうにするのですか、債務。確保するのですか。方針ですもの別に関係ないではないですか。訴訟係争中だから。しっかりと法的措置を取ってやりますと再度お答えになればいいのですよ、市長。お答えください。

議長（望月昭治議員） 市長。

市長（高木勉） 硯石は望月昭治によって勝手に掘り出されたものでありますから、一日も早く原状回復してもらいたいと思っております。裁判が係争中でありま

すので、司法の場でしっかりとそのことを主張してまいります。今後の法的な措置、あらゆる手段については検討してまいります。

議長（望月昭治議員） 5 番。

5 番（田中猛夫議員） 市長、この調査委員会の中でも出てきますけれども、百条委員会でもありましたよね。望月さんは、今望月さんとおっしゃいましたが、議長は市長へ相談をしていると。市長も電話を受けましたよ、だけれども違う話をしましたよ、それは、いや、会いましたよ、でも違う話をしていました、そんなことが通るのかなという事は単純に思いますよ。市長の言っていること。だって、今日だってそうではないですか。言えないのですもの。それを誰が信じるというのですか、市長のことを。私は信じられないと思いますよ。何回も何回も同じことを質問するのはもう時間がなくなりましたのでよしますけれども、私は市長、私の質問に対して真摯にお答えになったこと全然ないですよ。この前のときもそうだったのですけれども、しっかり向き合って議論を交わさないよ。いつもそうではないですか。訳の分からない答弁をして、ずっと時間が終われば過ぎると。そういう市政運営方針、議会に対する態度、これは市長としていかなものかなと私は強く思います。あと 4 分なのでよしますけれども、この情報公開と個人情報の保護については、市長の行った新聞報道について今日質問をしようと思いましたがけれども、時間がなくなりましたので、12 月議会にしっかりとその部分については、個人情報の保護と情報公開の市の姿勢について質問をさせていただきます。私は、この硯石の請願書については、市議会の名誉にかけて、歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書の作成及び提出の経緯についての記載のあるこの「渋川市役所市長室にて令和 3 年 9 月 13 日」と音声データの調査を特別委員会を設置して行うべきだと申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（望月昭治議員） 以上で 5 番、田中猛夫議員の一般質問を終了いたします

4 委員会の開催状況

- ・ 開催場所 渋川市役所本庁舎 3 階第 2 委員会室

回	開催日時	会議に付した案件	決定事項等
1	令和4年 9月28日(水) 午後0時58分 ～1時08分	1 正副委員長の互選 について	1 正副委員長を選出する。 委員長に山内崇仁委員、副委員長に 田中猛夫委員が選任される。
2	令和4年 10月13日(木) 午前10時～ 午後0時01分	1 調査特別委員会の 進め方について 2 証人喚問の対象者 について 3 尋問事項について	1 調査特別委員会の進め方について協 議する。 (1) 傍聴の取り扱い (2) 記録の方法 (3) 証人喚問についての協議 (4) 証人への質疑の方法 2 証人喚問の対象者を決定する。 3 証人尋問事項案の提出期限(10月20 日)を決定する。
3	令和4年 10月26日(水) 午後1時30分 ～2時17分	1 尋問事項について 2 証人喚問出頭要求 について	1 証人尋問事項を決定する。 2 証人として令和4年11月2日に出頭 を求めることを決定する。 (1) ■■■氏 (2) ■■■氏 (3) ■■■氏
4	令和4年 11月2日(水) 午前9時30分 ～午後0時32 分	1 証人尋問について 2 証人喚問の対象者 について 3 尋問事項について 4 資料請求について	1 証人尋問 (1) ■■■氏 (2) ■■■氏 (3) ■■■氏 2 次の証人喚問の対象者を決定する。 3 証人尋問事項案の提出期限(11月9 日)を決定する。 4 市長戦略部長のパソコン履歴につい て資料請求する。

回	開催日時	会議に付した案件	決定事項等
5	令和4年 11月15日(火) 午後1時～ 4時54分	1 証人尋問の内容等 について 2 証人尋問について 3 調査事項の整理に ついて	1 証人尋問に係る内容等及び補佐人の 同席について 2 証人尋問 (1) 高木 勉市長 (2) 伊勢久美子市長戦略部長 (3) ■■■■■氏 (4) ■■■■■氏 (5) 安力川信之議員 3 調査報告書の取りまとめについて
6	令和4年 12月8日(木) 午後1時30分 ～2時48分	1 特別委員会調査報 告書について	1 調査報告書(案)の検討について
7	令和4年 12月9日(金) 午後1時12分 ～1時35分	1 特別委員会調査報 告書について 2 特別委員会につい て	1 調査報告書(案)の検討について 2 特別委員会の議了

5 証人説明員の出席等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

回	開催日	出頭を求めた者	証言を求めた事項
4	令和4年 11月2日(金)	■■■■■氏 ■■■■■氏 ■■■■■氏	1 令和3年9月13日の打合せについて 2 歴史的価値のある硯石の原状回復を 求める請願書について
5	令和4年 11月15日(火)	高木 勉氏 伊勢久美子氏 ■■■■■氏 ■■■■■氏 安力川信之氏	1 令和3年9月13日の打合せについて 2 歴史的価値のある硯石の原状回復を 求める請願書について

(2) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

今回の調査において、地方自治法第115条の2第2項の規定による参考人として、出席を求めることはなかった。

(3) 執行機関として出席を求めた者、説明の概要

今回の調査において、委員会条例第21条の規定による説明員として出席を求めることはなかった。

(4) 執行機関の職員からの証言の聴取

・なし

6 記録、資料の提出

(1) 地方自治法第100条第1項で提出を求めた記録

ア 令和3年9月13日(月)12時30分から16時までの間の市長戦略部長使用パソコンの利用ファイル履歴情報

(2) 地方自治法第100条第10項で提出を求めた記録

・なし

(3) 証人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料

- ・令和3年9月13日に行った話し合いの音声データ及び小冊
- ・「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の文例及び電子データ

(4) 執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料

・なし

7 委員派遣

・なし

8 調査の内容

本調査特別委員会は、計2回、8人にわたる証人尋問を行った結果、各々の記憶や記録に基づき明らかになった証言を記載する。

(1) 令和4年11月2日証人尋問内容

ア 市長室で話し合いが行われるに至った経緯

【山内委員長】 どのような経緯で市長室に行ったのですか。

【■■■■証人】 市長の初登庁の日でセレモニーが意外と早く終わったので、せっかくその3名行き会ったので、ルナという喫茶店でお茶でもしようということで、その際そこでお茶を飲んでいたら電話が伊勢さんから何回もありましたので、■■■■さんが、■■■■さん出たらどうだいということなので、私が出まして、内容は市長室の方に出向いて欲しいんだということでした。

【■■■■証人】 高木市長の二期目の初登庁に出向き、早く終わったので、駅前のルナという店で3人でお茶をしていました。そこへ、■■■■さんの携帯電話に伊勢さんから何度も電話がかかってくるしてきましたが、■■■■さんは面倒がって取らなかったで、何度目かに、■■■■さんが、電話に出て差し上げてはいかがですか、と促したところ、■■■■さんは電話に出ました。■■■■さんは、話だけ聞いてみるか、と言い、■■■■さんが市長室に行くことになりました。一緒に市長を応援した仲間だからということで、私と■■■■さんを伴って市長室へ行く流れになりました。以上です。

【■■■■証人】 ルナという喫茶店でですね、■■■■さん、■■■■さん、三人でお茶を飲んでおりました。その際にですね、■■■■さんの携帯電話に伊勢さんから連絡がありました。何回も■■■■さんの方に電話がかかってくるということだったのですが、まあ、■■■■さんはいいや出なくてというような判断ですが、セレモニーの後だし、出たらどうですかと私が■■■■さんの方にお話ししたところですね、出るかということで、■■■■さんが電話に出られました。電話を切った後にですね、市長室に出向いて欲しいということなんだよね、ということでじゃあ私たちは帰りますねということで、私と■■■■さんは帰ろうと思ったのですが、まあ、せっかくセレモニーの後なんだから■■■■さんからですね、一緒に秘書室に行こうぜというふうに誘われたので、三人で市長室に行くことになりました。

イ 「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の提出依頼・相談

【山内委員長】 令和3年9月13日、市長室において高木市長、伊勢市長戦略部長から硯石の原状回復に関する請願書の提出について協力を依頼されましたか。

【■■■■証人】 依頼されました。

【■■■■証人】 されました。

【**証人**】 はい、協力を依頼されました。

【**角田委員**】 市長室に行った時に、請願の話はどういったことで出されたか覚えていますか。何か話がありましたか。

【**証人**】 伊勢さんの方から、請願を出したいのだけれども、時間がないのだと、明日が14日なんで、14日の10時までに間に合わせないと、提出しないということを聞きまして、ぜひ、時間のなかでありますけれども、こういう請願の内容でお願いしたいんだよということで、市長からの頼みであれば、断る理由はねえと思っておりましたので、何とかしてあげたいなと思っていました。それで、最初は、**証人**の**証人**さん、それで**証人**さんという形で、その方々が簡単に言ってしまえば、俺はできないよということで、断ったので、3番目に私の所に来たと、誰かこれにご協力してくれる人はいねえかなあということで、こういうふうな形になったと思います。

ウ 「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の提出理由

【**田中委員**】 この作成の目的について、請願書の目的はですね。議会を巻き込んだ方がいいんじゃないかと思うんですよね。その請願が仮に議会に出て今度審査した時、その賛否が諮られるという訳なんですけれども、そのために何人過半数が揃うかという問題がある訳なんですけれども、それも一つの踏み絵だと思うのですけれどもね、これは望月に対する。で、今回の選挙では反望月の方が多かったのですけれども、一部の議員がどっちに行くかちょっと分かりませんが、多分過半数にいけるんじゃないという読みの議員がいるんですけどねという発言をしているんです。で、これを出すことによって、議会に提出をし、多数派、多数派工作じゃないけれどそれを確認したいという意図があった発言だと思うのですけれども、このような発言があったか、ちょっとご記憶にあるかお願いします。

【**証人**】 踏み絵という話を聞いたので、記憶にあります。

【**石倉委員**】 請願書を出したいという形がはっきり、市長また、市長戦略部長から出たのですか。その時に、請願だけではなくて、議会に対する、要するに議会から当然議長不信任案ってのは請願という形では出ていないと思いますけれども、議会から出す議長不信任ということもそれは持ち出したのは、市長、又は市長戦略部長ですか。

【**証人**】 流れ的には、今お話がありましたようにそのとおりだと思いますよ。

【**山内委員長**】 高木市長、伊勢市長戦略部長から請願書提出の目的についてお聞きしましたか。また、その目的は請願の趣旨に反すると思いませんか。

【**証人**】 聞きました。請願の趣旨に反すると思いませんでしたか、の質問にお答えします。請願の趣旨に反するとは当時思いませんでした。高木市長は、この請願はこのような法律違反を告発するための第一歩なのだと説明しました。だから、協力をしようと思いました。請願書がその市長お気に入りの女性職員を副市長にしたいがために、議会で過半数をとれるかどうかの踏み絵に利用されただけで、高木市長は、法律違反を犯している、望月議長を告発する気など、最初からなかったと、のちのち聞かされました。

【**山内委員長**】 高木市長、伊勢市長戦略部長から請願書提出の目的についてお聞きしましたか。

【**証人**】 請願書の目的については、お聞きしました。

エ 「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の作成及び提出

【**山内委員長**】 この請願は誰が作成し、どのような経路で提出されたかご存じですか。

【**証人**】 伊勢さんが作成し、**■**さんが**■**さんへ渡し、**■**さんが**■**さんへ渡し、**■**さんと**■**さんとのやりとりは、私は分かりませんが、私はその**■**さんから預かり、角田議員へ渡しました。

【**証人**】 伊勢さんが市役所のパソコンで執務時間中に作成し、私が伊勢さんから請願書と請願書の電子データですね、これCDROMかDVDかは分からないのですが、電子データを預かって**■**の**■**さんの方へお渡ししました。その後ですね、**■**さんが**■**さんに渡したということは聞いております。はい、で、請願書の電子データは、その時**■**さんが私に持っていて欲しいという話がありましたので、データに関しては私が今も保管しております。

(2) 令和4年11月15日証人尋問内容

ア 市長室で話し合いが行われるに至った経緯

【**山内委員長**】 話し合いは誰が連絡を取ったのか。また、打合せを行った理由、内容及びその時間帯は。

【**高木勉証人**】 伊勢部長に指示し電話をさせました。1期目からの課題を踏まえて今後の市政の進め方を考え、硯石の件について請願を出してもらえれば話が進むのではないかと考えて、その相談のために**■**氏に来ていただきました。時間帯ははっきり覚えておりませんが、10時頃ではないかと思います。

【**山内委員長**】 令和3年9月13日、高木市長初登庁式の後、市長室で、高木市長、伊勢市長戦略部長、後援会の**■**氏、**■**氏、**■**氏と打

合せもしくは話合いをしましたか。

【伊勢久美子証人】 令和3年9月13日、市長室で■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏とお会いいたしました。

【山内委員長】 話合いは誰が連絡を取ったのか。話合いを行った理由。話合いの内容及びその時間帯は。

【伊勢久美子証人】 ■■■■さんのほうに私から連絡をし、都合を聞いてほしいと頼まれたので、私が電話をしたというふうに記憶をしております。その際に市長のほうから硯石の原状回復を強く求めるため、後援会の3人に対し、請願書の提出に対する協力を願う話が出ました。時間帯は午前10時頃だったと思います。

【山内委員長】 令和3年9月13日に行った話合いの音声データや小冊が証拠として提出されていますが、話合いをした記憶はありますか。

【伊勢久美子証人】 話をしたことは覚えております。話をしたという事実がございます。

イ 「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の提出依頼・相談

【山内委員長】 市長は令和3年9月13日に市長室に同席していた■■■■の■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏に請願書の提出について協力を依頼しましたか。

【高木勉証人】 はい、依頼しました。

【山内委員長】 令和3年9月13日に市長室でお話しした3人以外に請願書の提出を依頼しましたか。

【高木勉証人】 ■■■■氏に電話で協力を求めたと思います。

【角田委員】 出された音声データの中、並びにこの文書の中で、安カ川議員と、ということが数回出てきておりますが、安カ川議員とこの案件に対してどんな相談をしたのか、ご記憶にあればお示しをいただきたいと思います。

【高木勉証人】 安カ川議員とも議会のことについてはいろいろとお話をする機会がありました。市民要望を実現するために請願という手法があるということも話を交わしたことがあります。

【山内委員長】 誰かに請願書の提出を依頼しましたか。

【伊勢久美子証人】 市長から■■■■の3人に対し請願書の提出に対する協力を願う話がありました。

【角田委員】 証拠で出されてきた音声の中で請願の部分にあたるのか、そのところなんです、安カ川議員という名前が、議員ということが何度か出てきて、どんな相談をしたのか。記憶があったら、お願いをしたいと思います。請願書について、アドバイスを受けたというその事実を知って、

いますか。また、伊勢証人がその関係についてアドバイスを受けたことか
ことはありますか。

【伊勢久美子証人】 私が誰かからアドバイスを受けたかということでしょう
か。そちらもございません。

【田中委員】 伊勢さんはこの話が来たのは金曜日だったんですよって、この
記録で言っているんですよ。誰かからアドバイスを受けたんでしょう。

【伊勢久美子証人】 今回の請願のことについては市長からは相談や話を聞いて
おりました。9月13日以前からも、市長から話は聞いておりましたので、
市長以外の人からは話は聞いておりません。

【山内委員長】 高木市長又は伊勢市長戦略部長から請願書の提出について
協力依頼がありましたか。依頼があった場合、いつ頃依頼されましたか。

【 証人】 ありません。

【山内委員長】 音声データによると、高木市長が「 の の
だった人が請願人だということ、何か政治的にやっているだけにとられるか
ら、そうじゃない人がいいのかなと言っていましたけど」と発言をしていま
す。このようなことを市長に話した記憶はありますか。

【 証人】 ありません。

【山内委員長】 「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」につい
て、高木市長又は伊勢市長戦略部長から相談がありましたか。

【 証人】 高木市長から電話があって、請願書の相談がありました。

【山内委員長】 請願書の提出について協力依頼がありましたか。依頼があっ
た場合、いつ頃依頼されましたか。

【 証人】 高木市長から電話で、たぶん9月12日頃だと思います。市
長から電話で依頼がありました。

【山内委員長】 「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」以下
「請願書」といいますが、高木市長又は伊勢市長戦略部長から相談があり
ましたか。

【安力川信之証人】 請願書という相談ではなくて、高木市長からは、硯石の
原状回復を望む市民がいらっしゃるのでは何とかならないかという助言を求
めるようなことがスタートだったと記憶しております。高木市長からで伊
勢市長戦略部長からの相談はありません。また、逆に私の方からお二人に
この件について相談をしたことはございません。

【山内委員長】 「『硯石に関する請願については安力川議員からアドバイ
スを受けた』と市長が言っていました。」と証人が証言しています。高木市
長、伊勢市長戦略部長と会い、請願書の内容について助言しましたか。

【安力川信之証人】 高木市長とは、市民の方が原状回復を望む要望を受けて
いるのでということからで、私の方からはそれではその方に請願というこ

とを、原状回復を求める請願を書いていただいて、議会に提出すれば議会としての対応が出来ると思われそうですよというような答えをいたしました。

【山内委員長】 高木市長に、請願書の提出について提案しましたか。

【安力川信之証人】 中身については、私は一切関与しておりませんので、請願者をどなたかにするのかとか、紹介議員をどなたかにするのかとかいうことには一切関わっていません。原状回復を求める請願の市民の方にお伝えしたらどうですかと言っただけであります。

ウ 「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の提出理由

【山内委員長】 踏み絵という言葉、どのような意味で使われたのですか。

【高木勉証人】 音声のテープを聞いておりませんので、前後関係がわかりませんので、お答えのしようがありません。

【伊勢久美子証人】 前後の会話の脈絡もわかりませんのでお答えをすることができません。

【山内委員長】 請願書の提出に対する市当局の不適切な関与と聞いてどのように思いますか。

【高木勉証人】 不適切な関与というのはそもそもどういうことなのか、お答えいただきたいと思います。

【山内委員長】 請願の目的以外に不適切な目的をもって行った請願という意味でございます。

【高木勉証人】 市長として硯石問題解決のため議会に対して請願していただくことができないかを■■■■■の人に話をして、■■■■■の人もそれがいいということになり、請願がなされたことと承知をしております。私が請願人に直接会い、意思がないのに無理やりお願いしたわけではありません。請願は市民の憲法上の権利ですから、その権利の行使をお願いすることが、請願に対する不適切な関与というご意見に対しては、理解をしかねます。

【山内委員長】 請願書の提出に対する市当局の不適切な関与と聞いてどのように思いますか。

【伊勢久美子証人】 請願につきましては請願人によって市議会に提出をされたと聞いております。市長から請願の提出を強要したり、あるいは請願の提出に圧力をかけるなど不適切な関与はなされていないと承知しております。

【山内委員長】 請願書を提出することは誰が考えたのですか。目的は何ですか。

【高木勉証人】 硯石問題については市民要望実現のために請願という方法もあるとの議員等のアドバイスもあり、2期目を始めるにあたって、市長としても問題解決を図る必要があると考え、■■■■■に提案をしたものであり

ます。目的は議会として審議いただき、議会からも行為者である望月氏に対する原状回復の請求を後押ししてもらうためです。

【角田委員】 証拠として出された中で議員の定数、これが可決されるとか可決されないとか、人数はとか、そういった細かいやり取りがあります。そういったことについて話をした記憶がありますか。

【高木勉証人】 請願の採択、不採択については私の関与するところではありませんけれども、請願を出して、それが請願の趣旨目的が私がお願いしていることと同じことですので、請願が採択されることが望ましいということとでいろんなことを考えたことはあります。

【角田委員】 請願書が出される前に硯石を元に戻す、その手立てがあったことに対して、いろいろ、まあこれは今年になりますが、5月にいろいろ手を打ったとか、そういうことがありましたが、それだけではなく、このテープの中に裁判を打つ、控訴するというような話がありましたが、それをやらずに来たというのは何か理由があったんですか。

【高木勉証人】 先ほども申し上げましたが粘り強く文書、粘り強く話をして、文書をもって1日も早く行為者である望月昭治に対して実行するように理解を求めていたということでもあります。そういうことです。

【田中委員】 市長は、粘り強く話し合ったと。望月さんと一回も話し合っていないじゃないですか、望月議員と。市長は訴訟を提起して原状回復させますとおっしゃってるんですよ。なんでできなかったんですか。2回通知出ただけじゃないですか。催告が終わった時点で訴訟を提起すればいいじゃないですか。

【高木勉証人】 元々硯石を掘り出して動かそうとしたのは、望月昭治が自ら計画をして、企てて始めたことでありますから、その本人にしっかりと戻させるというのが私の主張であります。

【山内委員長】 請願書を作成した経緯など知っていることはありますか。

【伊勢久美子証人】 市長が市民の意をかなえるため、自己の政策として硯石の原状回復、埋め戻しを強く進めたいと考え、9月13日に市長室にいた後援会の3人に相談をし、請願という方法をその3人に示唆をいたしました。文案のひな形を作って欲しいという話があり、市長自身がパソコンで請願書のひな形の案を作成をいたしました。市長のほうから3時過ぎに■■■■氏が取りに来るので、印刷した文案のひな形と請願を出す人が自身の思いに内容を直して使ってもらえるよう、データごと渡すように指示がありました。その後、文案のひな形を取りに来た■■■■氏に文案のひな形を印刷した紙とCDを封筒に入れて、私のほうが渡しました。

【山内委員長】 請願書を提出することは誰が考えたのですか。目的は何ですか。

【伊勢久美子証人】 請願書の提出は請願人が行ったものです。請願人がそのような行動に至った経緯といたしましては、先ほどお話しした通りでございます。

【田中委員】 目的については、証人は硯石の原状回復を求めることでしたということですが、この文字化したデータは本委員会で証拠として採用をし、文字化したデータの文書の中には、目的は、市長は議会の多数派、踏み絵を踏ませることにするんだと。それとこれを出すことによって、議長を失脚させ不信任案を出す、出すようになる。そのことについて伊勢証人もこの文書の中で同調しているんですよ。そのような発言をした記憶はありますか。

【伊勢久美子証人】 話としては市政を正常化したいと、市長にもっと強くいろいろなことをしっかりと進めてもらいたいというような話があったと思います。全体としてそういった発言が5人の中であつたかと思います。私自身が市長の政策を実現するために市長に協力をしたり、また、市長の発言を後押しするような立場にあると思いますので、そのようなことを言ったかもしれません。

【田中委員】 その多数派工作の中で証人の方から、伊勢戦略部長を副市長の議案にしたいと、そのための多数派工作に使われたんだという話の証言がございましたけれども、そのことについてはご存じですか。

【伊勢久美子証人】 私の記憶の範囲の中では9月13日の市長室での話合いの中で、副市長の人事というようなことが話として出たという記憶はございません。

【田中委員】 こういった行動は政治的な背景があるので、公務員として関与すべきことなのかなという疑問は感じるんですよ。市長の請願の目的ですよ、その部分について、それは政治的な色彩が強いから、私はちょっとどうなのかなという感じはあるんですが、伊勢さんはどのようにお感じになったのですか。

【伊勢久美子証人】 私の今の立場が市長の政策実現のために、市長を補佐する立場にあると思っております。市長があくまでも自らの政策実現のために、市民からの意をかなえるため、そのような手法をとというような話しかしていなかったと私は思っております。

【山内委員長】 市長から請願書の内容及び請願書提出の目的について聞きましたか。

【 証人】 聞きました。硯石を、簡単に言えば元に戻すということですよ。原状回復を図るということを さん、請願書の中で出してくれというような依頼がございました。

【山内委員長】 請願書を提出すると聞いてどのように感じましたか。

【**証人**】 電話でそれを受けた時に、市長から電話があった時にお断りしました。今さら何ゆえに、硯石の請願書を出さなければならないか、そういうふう感じたから丁寧に、相手は市長ですから、ましてや断るには都合がよかったのです。それで次の日の朝、丁寧に断りしたと先に付け加えさせていただきます。9月14日にこの市役所で住民監査請求の関係があったので、私も一緒に監査請求の方に参加するという考え方から少しの間早く行っていないとうまくないということで9時ちょっと過ぎに市役所を訪れてそして手続きを終わらせ、共産党の控え室で休んでいたら、その時になんとなく雰囲気を感じたのか、あの請願書がぐるっと回ってきて今出されようとしているんだなというような感じで受け止めました。

【**山内委員長**】 硯石に関する請願書がどのような流れで議会に提出されたかを知っていますか。

【**証人**】 私の知っている限りでは、**〇〇**の**〇〇**さんという人が判こを押して、そしてそれを加藤幸子議員が押して、それで9月14日のたぶん9時半頃だと思うのですが、提出されたのではないかなあと、そのように記憶しております。

【**山内委員長**】 請願書の提出の目的について、何かお聞きになったことがありますか。

【**証人**】 私が聞いた限りでは、硯石を原状回復するということが、元の状態に戻してもらいたいというような形の中で請願書が提出されたのではないかと、そのようにずっと受け止めていました。

【**田中委員**】 9月の13日の依頼を受けた人たちには、違った意味合いで市長は話をしているのです。議会の多数派工作を図ったり、また、行為者である議長の失脚を狙うまで責任を追及していくんですよという中で、3人の方は協力をしていたという経緯がございますけれども、**〇〇**さんにつきましては、そのような話は一切なかったということによろしいですか。

【**証人**】 具体的な話というのはなかったけど、その前から市長というろいろとそういう話をしてきた時に、私に市長が、請願を出してくれということと言った時にその9月15日だと思います。いろいろとこの請願の問題が違うことに飛び火して大変な事態が起きているのではないんですかとこのように言ったら、市長がそれは何の話ですかとおとぼけになったと、何だこんな私に頼んでおきながら、おとぼけになるということなんだから、まあ大変なことだな、硯石の問題というのは、前々から加藤幸子議員が議会の中で森林法違反、公文書偽造行使とか、そういった言葉が、議会の中で承認を得ていることを実行に移さないという市長のために、私は9月22日に市長室まで仲間と一緒に行って、市長にその真意を、森林法に基づいたところについて、訴える気はないのかというふうに真意を問うたところ、

全然市長にはその意思がないなあというのが確認出来たので、問題なのは、議会の中で承認されてその請願の内容からいけば、この請願書の中身を見れば硯石の原状回復を図るということが一番先に来ている訳でございます。都丸元総務部長に聞いたら、その後何をやったんだいと聞いたら、11月15日、日を切ってそうして、元に戻させるんだというようなことのためにやってきたという、当然議会の中で承認されていることなんだから、原状回復ぐらいは図られるんじゃないかなあとそのように期待したわけでございます。しかしながら、3月の議会、6月の議会を、何らその原状回復をするというような形がなされなかったわけでございます。もしかして、市長が請願書を、請願書の発案者だったということになったら、これ大変なことになるんじゃないかな、議会を巻き込んで、それによって本来なら原状回復ぐらいのことなら、予算を付けてやればよいということなんだから、その先にその分にかかった費用をどのようにして望月さんに払ってもらおうかという努力をするということを見せていたんなら、何ら問題なかったんでしょうけど、結果的には何にもしなかった。この1年間、何にもしなかった。望月さんに訴えられてから、反訴するというような形が出てきたわけでございます。議会で議決されたことが、ひとつも生かされていないということが、今事実として残っているわけであります。例えば望月さんが市長から許可をもらってやったのか、もらってやっていなかったのか、そのことに終始議論が交わされてきたわけでございます。なんら一つも発表されることなく経過してきたわけでございます。そういう課程を見ていると、これは、どこか話がどこかでずれているのではないかと、じゃあ結局は、この請願は何の目的であったんかというわけになるわけです。

市長が発案者だったということになって、その請願のとおりのことをやらなかったと、議会軽視、そして、市民を欺く行為ではないんかなあとそのように受けとめているわけであります。

【山内委員長】 請願書の提案目的は何だったのか知っておりますか。

【安力川信之証人】 提案目的ということを知っているかという問いであります。それは市長が考えていることで、その目的自体は、私は市民の方の要望実現のために請願ということがあると助言しているだけでございます。

【田中委員】 小冊をお配りしていますのでご存じだと思うのですが、伊勢戦略部長は、その作戦が来たのは、金曜日の話だったのと言っているのですよ。安力川さんは具体的に伊勢戦略部長にそのようなことをですね、市長でも結構ですけれども、そのような話をしたかご記憶はございますか。

【安力川信之証人】 市長選挙が終わってから9月定例会までの間に、何度か

市長との請願も含めて、市政全般についての話をしておりますので、その12日ですかね、わかんないですけども、そういう日にちの記憶はございません。

【田中委員】 市長なり市長戦略部長を交えた中で、市政に対する請願も提出したらいいんですよねという提案というか、ありますよねという話はしたということですかね。

【安力川信之証人】 はい。そのとおりです。

エ 「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の作成及び提出

【山内委員長】 請願書を作成した経緯など、知っていることはありますか。

【高木勉証人】 市からの要請に応じない望月氏に対して、市長はなぜ強く原状回復を求めないのか。刑事告発をしないのか。また、これ以外にも農地の違反転用など農地法違反、無断伐採、森林法違反など、様々な不法行為に毅然と法的に対応しないのかと、強く主張されておりました。請願書の文例の一案として私が提案をしたものであります。支援者の人からの依頼もあり、請願書のひな形は市民からの投書や市長室での会話をもとに伊勢部長のパソコンを使って、私が作成をしました。

【山内委員長】 先ほど請願書は市長自ら作成したということですが、なぜ伊勢市長戦略部長のパソコンで作ったのでしょうか。

【高木勉証人】 私の席にはプリンタにつながっているパソコンはありませんので、市長により伊勢部長のパソコンを使って、私が作成をして、作業をしております。

【山内委員長】 請願書は、誰が、どのような形で、誰に渡しましたか。

【高木勉証人】 委員長に申し上げますけれども、請願書ではありません。請願書の文例という意味でありますので、その点を正確に発言していただきたいと思います。請願書の文例は私が作成いたしました。

【山内委員長】 その請願書の文例は、誰が、誰に渡したのですか。

【高木勉証人】 伊勢部長に指示しまして、請願人等が使えるように、請願書の文例を渡したものであります。

【山内委員長】 請願書の文例は、伊勢部長経由で渡ったか、知っておりますか。

【高木勉証人】 伊勢部長から文例については■■■■氏に渡ったのではないかと、思います。

【山内委員長】 ■■■■氏からの、その先はわかりますか。

【高木勉証人】 承知しておりません。

【山内委員長】 請願書が提出される前に、硯石を元に戻す、戻させる手立てが市当局としてできたと思いますが、それをしなかったのはなぜですか。

【高木勉証人】 請願書が出される前の行動として、誠意をもって協力を求めましたけれども、これが実現されずに令和3年5月には文書でも請求いたしました。この文書についても受け取らないという対応を取られましたけれども、市の財産である硯石を不法に掘り起こし、移動して、その上、傷をつけた望月昭治に対し、誠意を持って対応するよう粘り強く求めていたところであります。

【山内委員長】 データの中を見ると、歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書というふうな文書になっています。先ほど高木証人は請願書の書類を渡していないというふうに言っていますが、これはどういうことでしょうか。

【高木勉証人】 請願書のあくまでも文例であります。その文例が請願書になるわけでは当然ありません。

【山内委員長】 データと全く同じものが議会に提出をされています。請願者の住所、氏名、紹介議員の氏名、それから日付だけが手書きになっております。

【高木勉証人】 請願書は日付があって、名前があって、紹介議員があって請願書として完成するものだと思います。

【田中委員】 発言の中で録音データについては聞いていないのでわからないということでもありますけれども、この9月13日、市長室におけるこの録音データにつきましては、本委員会において証拠として採用しているということでございます。市長はこの録音データによりますと、目的を2つ挙げています。それは議会の多数派工作を図ること。これについては過日行われた証人喚問の中で、伊勢市長戦略部長を副市長にするために、この踏み絵として利用されたんだという証人の証言がありました。また、この提出によって、議長の不信任案を出せるというような市長の発言が実際にあるんです。それでこのことについては確定した事実でありますので、このことについてご記憶にあるか求めます。

【高木勉証人】 データを私も聞かせていただいておりますから、脈絡はわかりませんが、記憶も定かではありませんけれども、私は硯石の原状回復を求める請願の協力をお願いするという目的で話したものでありまして、そのほかのことについては、そのこととは直接関係はありませんので、ありません。

【田中委員】 請願書の提出についてはこの録音テープの中で、うちのほうで作って、サインだけもらってれば、いいんですよということが話し合われているじゃないですか。■■■■は、ではサインだけもらえばいいんですねというふうに発言をしています。それは市長の先ほどの発言と全く違うんですけど、どうなんですか。

【高木勉証人】 文例にサインをして、請願書として出すという。それは後援会のほうでの受け止めだと思いますよ。私のほうは文例としてあくまでも提供したものであります。

【田中委員】 高木市長はこの録音データによりますと、■■■■さんがですね、このように発言をしていると言っているんです。高木勉の選対の事務局長だった人が、請願人だというと、何か政治的にやっているだけにとらえられるから、そうじゃない人がいいのかなと言ってましたけどと言ってますけども、これ、■■■■さん確かにこのようなことおっしゃったのですか。

【高木勉証人】 テープを聞いておりませんので、定かに思い出せません。

【高木勉証人】 テープを聞いてないので、明確には答えられませんが、もし言ったとすれば、また、■■■■証人から聞いていただきたいと思います。

【田中委員】 それで■■■■証人が言っていないとしたら、市長どうするんですか。これはこのようなことを使って、事務局長もそうに言っているんだよというようなことを言って、後援会の人の賛同を得たということになるんですよ。市長、どうですか。

【高木勉証人】 全体としての文脈のテープを聞かせていただかないとお答えいたしかねます。

【山内委員長】 請願書は誰が作成したのですが。

【伊勢久美子証人】 市長が市長室で私のパソコンを使って、ひな形を作成をいたしております。市長室にはそういう事務を行うパソコンがございせん。これまでも何かを打ったりする際には私のパソコンを市長室に持って行って使っておりました。

【山内委員長】 パスワードがかかっているはずなんですね。それを市長が知っているということですか。

【伊勢久美子証人】 パスワードは私のほうで解除して、それを使っている間はパスワードはすぐには表示をされません。

【山内委員長】 市長から請願の作成を指示されたということはないということでしょうか。

【伊勢久美子証人】 指示はされておられません。

【山内委員長】 市長は令和3年9月13日、市長室に同席していた後援会の■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏に請願書の提出について協力を依頼していましたか。

【伊勢久美子証人】 市長のほうから請願を出すのはどうか、出してもらいたいとの打診をしていたという記憶はございます。

【角田委員】 渋川市の職員が持っているパソコンというのは1台1台、IDがあつたりパスワードがあつたり、本人以外は入っていけなかったり、使えないっていうのが原則かと思います。通常、個人のパソコンを他人がほかのIDを使って、使うことはできないと思いますが、今回市長がこのパ

ソコンを使って打てたのには何か理由があるのですか。

【伊勢久美子証人】 パソコンを起動いたしますと職員番号とパスワードのほうを入れます。その状態で今度はパソコンの作業を、様々な作業をすることができるようになります。その状態で違う場所に移して違う人がパソコンで作業するということは決して不適切なことではございません。職員に1台1台パソコンが割り当てられておるのは、機械の話であって、機械とログインすることはまた、別なことであります。ですのでそれは全く問題のないことですし、今回パソコンを渡したことは事実ですので、とりあえずそういうことでしております。

【角田委員】 市長もIDを持っているかと思いますが、本来ならば市長もパソコンを持って作業をすることがあってしかりだと思いますが、今回伊勢証人のパソコンを使ったということになると、作成者は、私が借りて作ったと言われても、IDだとかそういったもの、プロパティを見る、そういったところについては、市長が作ったということにはならないと思うんですよ。IDだとかそういうものについては、伊勢証人のIDが出てくるといふふうには考えられるんですが、その辺のところについては伊勢証人は何もそういったことは考えずに、市長に日常、普段からいろんな文書を作ったり、作業をするときには貸していたということがあったんでしょうか。

【伊勢久美子証人】 市長室にもパソコンはございます。人事管理システム等が入っているだけで、実は印刷のドライバですかね、が入っておりませんので市長室で作業したものについては印刷等ができません。そのようなことから文書等を打って印刷をする場合にはこれまでも私のパソコンを使っております。そのような理由でパソコンを使っておりました。また、先ほどプロパティに私のとありますけれども、プロパティはあくまでパソコンにつくものでございます。その私のパソコンを使って市長が作業をしたとしても、そのプロパティに私の職員番号等が残るのかもしれませんが、あくまでも事実として市長が作業を行ったものでございます。

【田中委員】 伊勢証人は録音データを文字化した文書をお持ちですか。

【伊勢久美子証人】 私は持ってございません。

【田中委員】 市長はお持ちですか。

【伊勢久美子証人】 市長については存じておりません。

9 証言拒否等

(1) 証人の出頭拒否の状況

なし

(2) 証人の証言拒否の状況

なし

(3) 虚偽の証言、自白の状況

なし

(4) 記録の提出拒否の状況

なし

(5) 宣誓拒否の状況

なし

10 告発

後記「12 付託事件に対する意見」に述べるとおり、市当局の不適切な関与があったものと判断するが、刑事告発を求めることを相当とする事実関係は見当たらなかった。

ただし、高木市長及び伊勢市長戦略部長には、情報セキュリティに関する重大な違反行為等の問題が、また、伊勢市長戦略部長については、地方公務員の内部規律違反等の問題が存在する（後記「12 (2) 付言」参照）。

11 調査の結果

(1) 資料から判明した事実

本調査特別委員会は、「令和3年9月13日（月）12時30分から16時の間の市長戦略部長使用パソコンの利用履歴情報」、「令和3年9月13日に行った話し合いの音声データ及び小冊」、「「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」（以下、「請願書」という。）の原本及び電子データ」の提出を求めた。その結果明らかになった記録を下記に記載する。

ア 請願書の提出依頼及び提出目的について

- ① 令和3年9月13日に行った話し合いの音声データ及び小冊による「請願書の提出依頼及び請願書を提出する目的」に係る高木市長発言（抜粋）

・市長名で望月には原状回復しろと通知出したんですよね。職員が行って、受け取った、受け取らないなんてやってるんですけども、承知してないってことじゃないと思いますけども。議会も原状回復しろという動きをした

ほうがいいんじゃないか言う人がいて、議会が立ち上げた調査特別委員会は、おとがめなしみたいになっているんですけど、こっちでやった調査委員会は、望月の負担で原状回復をさせろという報告書になっているんですよね。市長の諮問機関で作った調査委員会に基づいて原状回復しなさいと、原状回復については渋川市と協議してくれと、文書を出しているんですけども。

今回は、市長が原状回復しろと言うのと併せて、市民の誰でもいいんですけど、有志が議会に対して、市長に原状回復を求める請願書を出すと、請願は議会の中で審議、審査して白黒つけなければならない。採択すると議長名で、市長に対して原状回復を求めなさいという動きになる。議会として、そういう請願書がまず出ると、議会としてはそれを議題にあげないといけない。紹介議員が1人以上必要なんですけど、まあ議員の一人や二人、いくらでもいると思うんですけど。

請願書をまず議会に出して、今度は議会としても動かざるを得ない。議会は市長に対して早く刑事告発しろなんて言ってますけど。議会を巻き込んだほうがいいんじゃないかと思うんですよ。請願書が仮に議会に出て、審査した時に、賛否が図られるわけですけども、そのために過半数がそろうかどうか問題はあるんですけど、それも一つの踏み絵だと思うんですけど。望月に対する。今回の選挙では反望月が多かったですから、一部の議員がどっちにいくか分かりませんが、たぶん過半数いけるんじゃないかという読みの議員がいるんですけどね。

議長から可決されれば市長に対して原状回復を求めろという意見が来れば、弁護士をいれた調査委員会も原状回復を求めろと、議会言っている、警察でもどこでも動きやすくなると思っているんですよ。そのタイムリミットは明日の午前中なんですよね。その請願書を出す、議会が始まる。明日の午前中ですから、内容はそんなに難しいのじゃなくていいんですけども、硯石の原状回復を求める請願書ということで、そういうことが明日の午前中までにできるかどうかなんですけどね。

議会の議決で市長に求めた件について、本人が議長が従わなかったということをもって、議長不信任案が出せる。そこで議長を責められるという。不信任は、まあ共産党が出すんでしょうね。

高木勉[]の[]だった人が請願人だと言うと、何か政治的にやっているだけにとられるから、もうちょっとそうじゃない人方がいいのかなんて言ってましたけど。

権利絡むことでもあったりするから、あの望月を何らかの形で一つでも悪いことを表に出していけば、他の農地法も産廃もいろんなものが土砂条例も、いろんなもので攻めていけると思うんですけど、今その切り口にな

るところが。

議会の多数派を、やや多数になってきましたから、それと市長が共闘して望月たたきをしているんだという形に持っていけるといいと思ってるんですよね。

請願が可決されれば、今度はもう一度私は出そうと思って。議会の議決で動かざるを得ないんだったら、そうしたら今度はいつまでに動かしなさいと。動かさなければ代執行しますと。こっちでやりますよと。金銭請求しますよと言ってやって、攻めればいいと思っているんですけど。

これが俎上に載ってってくれば、署名運動でもなんでもして、圧力かければいいと思うんですけど。

② 令和3年9月13日に行った話し合いの音声データ及び小冊による「請願書の提出依頼及び請願書を提出する目的」に係る伊勢市長戦略部長発言（抜粋）

仮に可決すると、可決した内容を市長は求めますよね。望月に。11月何日までに元に戻しなさいと。戻さなかった場合に議会に言ったとおり、本人に請求したけれども本人はやりませんでしたって抗告をしなくちゃいけない。議会はそれを受けて要求どおり動いたにもかかわらず、本人がやらないことをまた、問題にしなくちゃならなくなってくる。請願って重たいんです。そう持って行きやすくなるんじゃないかと。

それを戻したってことは、望月が自分が悪かったと、市長に断って、誰にも言わず勝手にその石を傷つけたと、だから自分が犯人だと認めたことになる。仮に動いたとしても、今や、市長に言ったと、市長はいいって言ったと、まちおこしのために昭ちゃん、やりましょうと、言い張っているのね。

【 「戻せば刑事告発できなくなるかもしれないけど、100条委員会で問題にしたりとか、違う議員さんが議会に追及することが出来るか。」に対して】出来ますね。今度はっきり犯人がわかる。

市長がアクションを起こさないと。この9月議会大事なんです。この9月議会でそういうのを出して。動かないと。

また、今迄みたいに、議員に汚い手使って、委員会で否決して、また、本会議で、また、臨時会で一回否決して臨時会とかってことを、遊び、遊びみたいなことを議会でやられると。職員も何も変わんねえじゃないかと、市長2期目になって。

【 「どっちにしろ不信任案は出せる。」に対して】出すきっかけにはなる。

陳情、請願で議会を巻き込んで、さっき市長が言った踏み石を踏み絵に

にしたいんです。その作戦の話が来たのは金曜日の話だったので。

③ 請願書の作成についての高木市長、伊勢市長戦略部長及び[]の会話
(抜粋)

【高木市長】請願書のひな形なんかないんじゃない。

【伊勢市長戦略部長】1個だけなにかの請願を見ればやり方が分かるかと。

【[]】請願書っていうのは、明日の何か午前中までについていうわけでしょ。それをするかしないかある程度方向が出て、するのであれば本当に早く動かなきゃ駄目だし。

市長、やるんだったらもし、それは市役所側でたぶん伊勢さんが作ってくれて、サインするだけで済むようになっていっているんでしょう。

【高木市長】作ったってわけにもいかないけど、作って、そっち渡してね。

【[]】伊勢さん、悪いけど、これ提出する、ひな形見て、もう手書きでもなんでもいいんで、作ってもらえれば打って。

④ 請願書の作成を示すパソコンの履歴

請願書の作成経過に関して「令和3年9月13日(月)12時30分から16時の間の市長戦略部長使用パソコンの利用履歴情報」の利用履歴によると、

12時41分：作成開始、

12時51分：中断、

13時03分：再開、

13時14分：中断、

14時27分：再開、

15時06分：デスクトップに保存・一部プリントアウト、

15時07分：秘書室フォルダに保存、

15時49分：デスクトップのファイルを削除した。

以上のとおりとなっている。

(2) 証言から判明した事実

ア 市長室で話し合いが行われるに至った経緯

高木市長、伊勢市長戦略部長は、日頃から安カ川議員に市政全般の課題について相談していた。硯石の原状回復について安カ川議員に相談する中で、安カ川議員から請願書の提出による解決を提案された。

高木市長は、令和3年9月12日頃、請願書を議会に提出させるため、[]氏に協力を依頼した。翌日、[]氏は、高木市長に請願書提出への協力はできないと断った。

9月定例議会への請願書の提出期限が、9月14日の午前中と迫っていたため、9月13日、高木市長は、市長初登庁式終了後、請願書提出への協力をお願いするため、伊勢市長戦略部長に命じて■■■■氏の携帯電話に連絡させた。

■■■■氏は、市長初登庁式終了後、駅前にある「喫茶ルナ」で■■■■氏、■■■■氏と高木市長の当選について歓談していた。そこに9時30分過ぎから、伊勢市長戦略部長からの着信が何度もあったため、■■■■氏から電話に出るよう促され、電話に出ることにした。伊勢市長戦略部長から「市長がお会いしたい。」との連絡であった。伊勢市長戦略部長から、会う目的についての話はなかったが、市長初登庁式終了後なので、10時頃に3人で高木市長を訪問した。11時頃まで、市長室で高木市長、伊勢市長戦略部長、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏の5人で、話し合いが行われた。

イ 請願書提出に対する協力依頼

令和3年9月13日10時頃から11時頃まで、高木市長、伊勢市長戦略部長は、市長室で■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏に請願書を議会へ提出できるよう協力を依頼した。高木市長から、望月議員に関連する市の課題について説明を受けた■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏は、市の課題を解決するための方法として、請願書の提出に協力することを約束した。

ウ 請願書の作成

請願書は、令和3年9月13日12時41分から15時6分の間に、伊勢市長戦略部長のパソコンを使用して、市役所で作成された。請願書の作成者は、高木市長、伊勢市長戦略部長両名の証言から、高木市長が作成したとされる。

エ 請願書提出の目的

請願書提出は、3つの目的を達成するために行われたことが確認された。

1点目の目的は、請願書を議会に提出し議会で採択させ、議会を巻き込んで望月議員に自費で硯石の原状回復を行わせること。このことにより、市の許可を得て硯石を掘り起したとの主張を望月議員にさせないようにすること。

2点目の目的は、議会で請願書を採択させ、今後、高木市長を支援するかの踏み絵を踏ませることにより、議会での多数派工作を図ること。

3点目の目的は、議会で請願書を採択させ、議長不信任決議の議決により、対立関係にある望月議員の失脚を図ること。

オ 請願書が議会に提出された経緯

請願書は、市役所で伊勢市長戦略部長が使用するパソコンで作成された。

伊勢市長戦略部長から■■■■氏に請願書（案）のファイルが入ったDVD

と印刷された請願書（案）が渡された。

■■■■氏は、■■■■の■■■■氏に印刷された請願書（案）を渡し、協力を依頼した。

■■■■氏は、■■■■氏に申請人になることを依頼し、■■■■氏は承諾し、署名捺印した請願書を■■■■氏に渡した。

■■■■氏は、請願書を■■■■氏に渡し、■■■■氏は角田喜和議員に渡した。

その後、加藤幸子議員が紹介議員となり、9月14日午前9時過ぎに請願書が議会に提出された。

1 2 付託事件に対する意見

（1）「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」提出に対する市当局の関与についての意見

本調査特別委員会は、地方自治法第100条第1項に基づくものである。その調査の対象となるのは、同法第2条第2項「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」と規定される渋川市の事務である。そして、調査権は、世論の焦点となっている事件等につき、その実情を明らかにする調査たる政治調査をも含むものとされている。（行政事例昭和23年10月12日自発896号）

本調査特別委員会は、その名称が示すとおり、地方自治法第2条第2項の事務に含まれない事務である、請願の提出手続に関して、市当局の不適切な関与が疑われる事態となったことを踏まえ、その実情を明らかにすることを目的としている。

請願は、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又はその他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、国民が国又は地方公共団体の機関に対し希望を開陳することをいう。国民の請願権については、憲法第16条で認められており、これに基づき、地方公共団体の議会に対する請願については、地方自治法第124条に請願の提出、第125条に採択請願の処置が規定されている。

請願権については、地方議会に対するものは特に、住民の参政権あるいは参政権的権利としての積極的な意義、すなわち、住民の民意を直接地方自治体に対して伝えることができる機能が重視されている。

つまり、渋川市の住民が、その政治的な意見・意思を実現するために、市議会に直接意見表明をする手段として、請願権が用いられるところである。

そのため、地方自治体の事務の内容には、請願を受理することや受理した請願を誠実に処理することが含まれるが、請願の具体的内容を指導助言することは含まれない（手続の教示や提出期限等を説明する事務は、誠実処理義務の前

提事項として地方自治体の事務に含まれている）。

他方で、地方自治体の首長は、地方自治体の意思決定を行う地位にあり（地方自治法第147条）、地方自治体を管理し、これを執行する事務を担っている（同法第148条及び第149条）。そして、地方公共団体では、首長制が採用されていることから、首長の職務遂行の公正さを担保するため、地方議会議員との兼職が禁止されている（同法第141条第2項）。このように、首長の職務執行の自立性と公正性の確保は、地方自治法の目的とするところになっているから、首長が自らの政治信条を地方自治体行政の中で実現していくために、地方議会の議決を得るべきことがらについては、市長として議案を議会に提出することで、実現することができる仕組みとなっている（同法第149条第1号）。

つまり、渋川市長の地位にある場合、その政治的な意見・意思を実現するためには、議会に議案を提出することで実現することができるのであって、請願という手法を用いる必要がない。また、請願権の参政権としての意義、機能を踏まえると、例えば公職選挙法第136条の2第2項が、公務員の地位を利用して選挙運動の企画に関与、指導することを禁じている（同項第2号）趣旨なども勘案されてしかるべきである。

本調査特別委員会としては、世論の焦点となっている「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」（以下、「本件請願書」という。）につき、その実情を明らかにする調査たる政治調査の視点に立ち、事実を解明したい。

高木市長は、令和3年9月13日の市長初登庁式終了後、伊勢市長戦略部長に対し、■■■■氏に市長室に来るよう連絡を取らせた。また、市長室で伊勢市長戦略部長を同席させ、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏に対して、本件請願書の提出への協力を依頼している。しかも、その協力要請は、■■■■氏らにとって唐突なもので、かつ、連絡があった日の翌日午前中までに請願書の提出を依頼するという、極めて性急な期限を付していた。

高木市長は、本件請願書提出の目的について、「議会として審議をいただき、議会からも行為者である望月氏に対する原状回復の後押しをしてもらうためです。」と証言した。確かに、一政治家として、市長が政策実現のため、請願人にその政策を十分説明する中で請願人自ら請願書を提出することは、不適切とまでは言えない。

しかしながら、9月13日市長室での話し合いを記録した音声データによると、高木市長は本件請願書提出の目的について、「市長名で望月には原状回復しろと通知を出した、承知してないってことじゃないと思いますけども。議会も原状回復しろという動きをしたほうがいいんじゃないかと言う人がいる。今回は、市長が原状回復しろと言うのと併せて、有志が議会に対して、市長に原状回復を求める請願書を出す。請願書をまず議会に出して、今度は、議会とし

ても動かざるを得ない。議会を巻き込んだほうがいいんじゃないかと思うんですよ。請願書が議会に出て、審査した時に、賛否が図られるわけです。過半数がそろうかどうか問題はある。それも一つの踏み絵だと思うんですけど。望月に対する。議長から可決されれば、市長に対して原状回復を求めろという意見が来れば、議会の議決で市長に求めた件について、本人が、議長が従わなかったということをもって議長不信任案が出せる。そこで議長を切れる。」と発言している。

この高木市長の発言を踏まえると、当時の高木市長の認識は、次のとおりであったと判断できる。

すなわち、高木市長が意図した請願書が市議会に提出されることで必ず市議会において請願の採択に関する議事が行われることになるため、その採択の際に「硯石の原状回復を求める請願」に賛同する議員が誰であるのか特定できるほか、賛同する議員の人数も明らかになる。

このことは、その請願の内容に照らせば、これに賛同すること＝望月議員の行動を批判する議員の立場＝高木市長の考えに同調する立場であり、これに反対すること＝望月議員と行動を共にする議員の立場＝高木市長に反対する立場であることが明らかになることと同義であり、その意味で「踏み絵」と発言をしていた。

また、当該請願が採択されるということは、市議会の多数派が高木市長の考えに同調する立場であるということになるから、請願を採択した議会は、望月議員に対して、自費で硯石の原状回復をするよう求める議決をすることができ

る。そのうえ、その議決に望月議員が従わなければ、市長派が多数を占めている以上、市議会として議長不信任決議をすることもできるから、望月議員を失脚させることができる。

つまり、本件協力依頼によって高木市長が意図した目的は、1点目として、本件請願書を議会で採択させ、議会を巻き込んで望月議員に自費で硯石の原状回復を行わせること。

2点目として、このことにより、市の許可を得て硯石を掘り起したとの主張を望月議員にさせないようにすること。

3点目として、今後、高木市長を支援するかの踏み絵を踏ませることにより、議会での多数派工作を図ること。

4点目として、議長不信任決議の議決により、対立関係にある望月議員の失脚を図ることであったと判断する。

これらの点について、高木市長は、単に市民から寄せられている要望を実現するために後援会に請願という手法を教示したにとどまるという趣旨の証言をしているので、以下、検討する。

市は、望月昭治氏に対し、「硯石の原状回復を求める通知」を令和3年5月21日送付した。また、本件請願書の採択以降、再度、望月昭治氏に対し、「硯石の原状回復を求める通知」を10月18日送付した。

しかしながら、10月18日以後、高木市長は、望月昭治氏との間で硯石の原状回復を求めるための話し合いを行うことをせず、問題解決のため法的措置も検討すると公言していたが、何ら法的措置を講ずるための準備も行わず、議案提出に向けた行動をとることもなかった。

また、本件請願書の提出に際し、[]の[]氏、[]氏、[]氏を利用し、ましてや、[]の[]氏が「[]の[]だった人が請願人だということ、何か政治的にやっているだけにとられるから、もうちょっとそうじゃない人がいいのかななんて言ってましたけど」と虚言を呈し、公務時間中に、後援会事務所ではなく市長室という公的な場所において、翌日午前中までという極めて切迫した請願書提出期限を定めて、[]氏、[]氏、[]氏を説得している。

これらの事実から判断すると、市民の要望を実現するための手法としての請願を教示したにとどまる趣旨を述べる高木市長の証言は信用できず、それだけにとどまるものと判断することはできない。

本調査特別委員会が判断した、本件協力依頼の際の高木市長の意図を踏まえると、本件協力依頼は、請願権という住民が要望等を表明する権利を利用し、市議会多数派工作を図り、政治的な対立関係にあった望月議員の失脚を図る行動であったものと判断できる。

また、高木市長による[]氏らへの協議が唐突なものであったことを踏まえると、市長という立場で自らの政治的な立場を固めるために、請願権を利用することを主導したとも判断できる。

以上のことから、請願の提出に対する高木市長による不適切な関与があったものと判断できる。

次に、伊勢市長戦略部長の関与に関して検討する。

高木市長、伊勢市長戦略部長は、本件請願書の作成について、「高木市長が、市長室に伊勢市長戦略部長が持ち込んだ同人のパソコンを使用して作成した。」と証言した。しかしながら、「渋川市情報セキュリティ基本方針（平成18年2月20日訓令）」（以下、「情報セキュリティ基本方針」という。）及び、「渋川市情報セキュリティ対策基準（最終改定令和4年4月1日）」（以下、「情報セキュリティ対策基準」という。）に基づき、情報セキュリティが正しく機能している本市において、高木市長が伊勢市長戦略部長のパソコンを借りて文書を作成したとしても、文書のプロパティ情報により、システム上は伊勢市長戦略部長のID・パスワードが使用され作成された文書であり、情報資産上は、伊勢市長戦略部長が文書を作成したと見なされる。

伊勢市長戦略部長のパソコンを使用したとしても、情報セキュリティ上、高木市長のID・パスワードを使用し作成しなければ、高木市長が作成したことにはならない。

加えて、音声データの内容（本報告書「11・(1)・ア・③」参照）を踏まえると、実際には、伊勢市長戦略部長が同人のパソコンを利用して、請願書の文書を作成したことを裏付けるものといえる。

また、伊勢市長戦略部長は、本件協力依頼の際、その場に同席していただけでなく、積極的に高木市長の立場に立って発言を行っていたことが、前記音声データから明らかである。

以上のことから、本件協力依頼に関する高木市長の意図が、単に住民の要望を実現する手段としての請願権の教示であったという範疇を超えて、請願権を利用して自らの政治的意図を実現することにあつたことを、伊勢市長戦略部長が認識していたこともまた、明らかと判断できる。

地方公務員法第36条が職員の政治的中立性の確保を定めており、「地方公共団体の執行機関を支持（同条第2項）」する目的での政治的行為を行うことが禁じられている（同条第2項第1号及び第2号参照）趣旨を踏まえると、伊勢市長戦略部長が、高木市長の本協力依頼に関する意図を知りつつ、請願書を、公務時間中に、公務で利用するパソコンを利用して作成したことについては、不適切な関与であったものと判断できる。

この点について、地方公務員法第32条が、上司の命令に従う義務を公務員に課している点が一応問題となるが、「政治的行為の制限に反する行為の命令」など、法律上不能な職務命令に従う義務はないことから（新版逐条地方公務員法第2次改訂版（橋本勇）学陽書房p621参照）、伊勢市長戦略部長が当該請願書の文面の作成を拒否したとしても、地方公務員法第32条違反とはならなかったものと判断できる。

以上の理由により、本調査特別委員会は、本件請願書に、市当局の不適切な関与があつたと判断する。

高木市長、伊勢市長戦略部長の行った行為は、行政に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、その責任は重大である。

また、本件請願書により、議会の多数派工作を図り、議長不信任決議の提出を画策するなど、議会への不当な介入を看過することはできない。

（2）付言

国は、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及び、アクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的として、コンピュータ・ネットワークへの不正アクセスを犯罪として処罰する「不正アクセス行為の禁

止等に関する法律（平成12年2月13日施行）」（以下、「不正アクセス禁止法」という。）を制定した。同法では不正アクセス行為に対する「不正アクセス行為の禁止（同法第3条）」及び、業務その他正当な理由による場合を除き、他人へのID・パスワードを第3者に提供した場合に適用する「不正アクセス行為を助長する行為の禁止（同法第5条）」を定めており、第3条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金、第5条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金等が定められている。

また、本市においても、「情報セキュリティ基本方針」及び、「情報セキュリティ対策基準」に基づき、ID・パスワードの管理について厳密に定められており、自己が利用しているIDは他人に利用させてはならない。また、職員等が「情報セキュリティ基本方針」及び、「情報セキュリティ対策基準」に違反した場合は、「弁明聴取の上、その重大性、状況等に応じた罰則（注意、警告、再教育及び始末書の提出等）の適用対象とする。」と規定している。

高木市長は、伊勢市長戦略部長の使用するパソコン（ID・パスワード）を使用して、請願書の文例を作成したと証言しており、作成された請願書の文例のプロパティ情報から、高木市長自身のIDを使わずに伊勢市長戦略部長のID・パスワードを不正使用し、情報システムに不正アクセスしたことが確認されている。また、伊勢市長戦略部長も同様に証言していることから、ID・パスワードを高木市長に不正使用させたことになる。

今回の高木市長及び伊勢市長戦略部長の行為は、本市の「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」に違反するものであり、本市の情報セキュリティ上重大な影響を及ぼすおそれがある違反行為を、高木市長及び、本市の最高情報セキュリティ責任者である伊勢市長戦略部長が行っているものである。

本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するためには、総務省の発行する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月版）」において、当該事例に適用される懲戒処分相当の処分が必要になるものと考えられる。

また、伊勢市長戦略部長は、本件請願書の関与について、「私自身が市長の政策を実現するために市長に協力をしたり、また、市長の発言を後押しするような立場にあると思います。」と証言した。

令和3年9月13日市長室での話し合いを記録した音声データでは、伊勢市長戦略部長は、「仮に可決すると、可決した内容を市長は求めます。望月に。11月何日までに元に戻しなさいと。戻さなかった場合に本人に請求したけれども本人はやりませんでしたって抗告をしなくちゃいけない。議会はそれを受けて要求どおり動いたにもかかわらず、本人がやらないことを、また、問題にしなくちゃならなくなってくる。そう持って行きやすくなるんじゃないか

と。」と発言し、後援会から「戻せば刑事告発できなくなるかもしれないけど、100条委員会で問題にしたりとか、違う議員さんが議会に迫及することが出来るか。」の問いに対し、「出来ますね。市長がアクションを起こさないと。この9月議会が大事なんです。この9月議会にそういうのを出して。動かないと。今迄みたいに、議員に汚い手を使って、委員会で否決して、また、本会議で、また、臨時会で一回否決して臨時会とかってことを、遊び、遊びみたいなことを議会でやられる。不信任を出すきっかけにはなる。陳情、請願で議会を巻き込んで、さっき市長が言った踏み絵にしたいんです。いや、何でもできますよ。民主主義ですから。」と発言している。

地方公務員法は、第6節に服務を規定し、同法第33条で「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と定め、第36条が政治的な中立性を定め、第37条争議等の禁止では、「何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。」と規定している。

伊勢市長戦略部長の行為は、本件請願書の目的が、請願書以外の目的を持って行われることと知りながら、政治的な中立性を犯し、請願書の提出に関与し、その遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおっているものであり、高木市長の補助職員としての伊勢市長戦略部長の行為は、地方公務員法の服務規定に反するものである。

1.3 調査経費

(1) 議決予算額

・令和4年度 1,000,000円

(2) 調査に要した費用（支出額）

・令和4年度

費用弁償	51,093円
消耗品費	0円
委託料	300,000円

1.4 その他

(1) 参考資料

- ・令和3年9月13日に行った話し合いの小冊・・・p42～71
- ・「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の文例及びファイル情報（プロパティ）の写し・・・p72～73